

無災害記録証・建設事業無災害表彰制度

【無災害記録証申請について】

1 制度の概要

無災害記録証授与内規に基づいて、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与する制度です。

- ・無災害記録証授与内規
- ・別表第1：記録の起点が、平成元年4月以降
- ・別表第2：記録の起点が、昭和62年4月～平成元年3月
- ・別表第3：記録の起点が、昭和58年4月～昭和62年3月
- ・別表第4：記録の起点が、昭和50年4月～昭和58年3月
- ・別表第5：記録の起点が、昭和50年3月以前

2 申請方法

無災害の労働時間数が、第1種から第5種までの基準に達したときは、申請に必要な書類「**第1種無災害記録申請、同意書、調査票**」を作成し、所轄の労働基準監督署長を経由して熊本労働局長に申請して下さい。

申請後、所轄労働基準監督署長の審査、熊本労働局長の審査を経て無災害記録証が授与されます。

なお、無災害記録の時間数に誤り等があり、規定の時間数に達しないことが判明したときは、授与した無災害記録証を返還して下さい。

【建設事業無災害表彰申請について】

この申請は、別添の「**建設事業無災害表彰内規**」に基づくもので、申請方法は次の通りです。

1 対象

厚生労働省では、次の①～③の全てに該当する事業であって、全工期を通じ、業務上の災害が発生しなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の表彰状を授与しております。

- ① 事業の期間（工期）が予定される事業であること。
- ② 労働基準法別表第1第3号（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業）に該当する事業であること。
- ③ 労働者災害補償保険の保険料（概算又は確定）の額が160万円以上であること。

ここで、「業務上の災害」とは、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものです。

なお、業務上の災害であっても、出張等で一般公衆の用に供される交通機関を利用中に発生した災害は、ここでは業務上の災害から除かれます。

2 申請先

事業場（建設工事）の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して熊本労働局長あて申請して下さい。審査を経て授与いたします。

なお、表彰状が授与された後に、業務上の災害が発生していたことが判明した場合は、表彰状を返還して下さい。

3 申請に必要な書類

- 建設事業無災害表彰申請書（任意様式）
- 関係請負人無災害証明書（任意様式）
- 「労働保険 概算・増加概算・確定 保険料申告書」の写し。